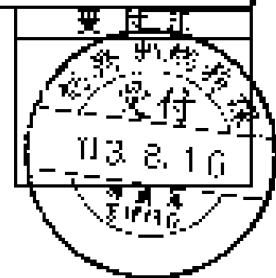


工事名：新橋ふ頭12・13号埠頭背後盛込工事(R3-?)

質問
内容

② 防護柵工について、フェンスと門扉の材料が未計上ですが、変更での対応が可能でしょうか？



(回答)

別紙①の「現場説明における条件明示」に記載している通り、フェンス・門扉については再利用を考えており、材料費については現在未計上で、必要な場合は変更対応を考えております。

(別紙①)

様式-3

現場説明における条件明示

特記事項	内 容
1. 工程関係	1 那覇港湾・空港整備事務所工事及び当組合発注の舗装工事(R3-2)、上水道布設工事、電気工事、保安設備工事と関連して施工を行うことから、相互に連絡調整を密にすること。
2. 用地	1 那覇エコアイランド内の工事となるので、立入の際は管理者(那覇市・南風原町環境氏施設組合)と十分な調整を行うこと。
3. 積算条件	1 本工事は、事業区分は公園緑地整備・改修工事とし、工事区分は舗装である。 2 本工事設計書は、令和3年6月時点の土木工事積算基準、労務単価、資材単価等に基づき作成している。 3 残土処理は、那覇港新港ふ頭内を予定している。運搬距離は1.5kmである。 4 本工事の間接費(一般管理費)は、契約保証に係る補正率を「金銭的補償」として補正している。 5 埋立工事の直後であるので、掘削の際に石等で掘削に支障となる場合があるが、その場合は調整を行う。 6 進入道路工事は、側溝、縁石、 <u>フェンスが撤去・再設置</u> となるので、撤去の際は、破損しない様、注意して行うこと。 7 那覇エコアイランド敷地内の進入道路はこれから発注する設計業務委託によって進入道路の範囲が変更となる可能性があるため、その時点で対応すること。 8 那覇エコアイランド敷地内の支障物件、(電柱、上下水道配管、止水栓、量水器、 <u>門扉</u> 、 <u>植栽</u>)は未計上であるので、撤去前に数量を確認し、管理者と発注者に移設及び復旧方法について調整を行うこと。